

令和5年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年7月12日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員15名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ(欠席)
4番 末石 誠(欠席)	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二(欠席)	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美(欠席)
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	38番 鬼塚 清明	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 8号 非農地判断について
- ・議案第 9号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 日野 清宝

事務吏員 渡 辺 晃
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 金 子 明
久保山 充 晃

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。
3番井上ながえ委員、4番末石誠委員、7番椿賢二委員、12番田中睦美委員から欠席の連
絡があつていただきますので、よろしくお願い致します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員15名農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に11番鳥巢委員、14番坂田委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

3ページまで12件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から12番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可取消願につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号2番について、質問や意見はありませんか。

なければ、以上で、報告番号2番は終わります。

5ページをお開き下さい。次に議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（金子）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （金子）詳細について説明

利用権設定届出件数は48件、設定面積13ヘクタールです。設定筆数は、106筆です。次のページに移ります。設定面積の内訳は、新規分と更新分を合わせた分が13haになっています。続いて7ページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が、5年間6.8ha、次に多かったのが10年間2.5ha、3年間、1年間、6年間となっています。合計が書いてある13haとなっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

議 長 8ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の4番末石委員、31番満生委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(渡辺) 朗読をもって説明。13ページまで13件ございます。

ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長

17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議 長

1番徳田委員。

1番

(徳田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は、新規就農ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。この方は、譲渡人の義理のお姉さんになり、お父さんが存命の時からこの土地で野菜を作っており、実家の田植えや稲刈り等作業をされていました。私も付近で耕作しているので、よく存じています。面談したところ2人暮らしだけど、息子も福岡市内に住んでおり、自分たちも家庭用野菜をしており大丈夫であるということでした。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長

6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、当初売買で許可されましたが、譲渡人が贈与に変えて欲しいということで贈与に変更しました。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手

議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、新規就農ですので、譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないため、売買に至っております。譲受人は新規就農で、面談を行いました。3役、担当委員、推進委員、事務局で、面談を行いました。譲受人は、普段はレストラン経営を2店舗されており、レストランで野菜などを出したいということで新規就農に至っております。住所は小限で中寒水と隣り合わせの集落であり、新規就農者は本人と奥さんと家族、この個所は、まわりに雑木が生えていて、それを友人に取り除いてもらい、一部は開けたところもあり、栽培をされると思われます。面積は4筆ありまして761㎡です。隣り合わせで761㎡です。農機具などは全然持っていない。農機具もなく営農ができるのかと思うが、農機具は随時購入していくようです。面談の中で、就農に向けて前向きな発言があったので、大丈夫ではなかろうかと言うことで面談を終えました。どのように進めていくのかときいたら、随時進めるとの回答でした。農業委員会の方にも計画的な進め方、雑木を何月までに伐採するなど時系列で説明して頂いて、必要な農機具をいつまでに購入されるとか、書類を提出してもらい、面談する時に計画性があるから大丈夫だという判断材料になるので、進言をしました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
22番挙手

議 長 推進委員
22番 (永露委員) ありません。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手

議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由、譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小です。贈与ということで、父から子と、叔父さんからの贈与ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
22番挙手

議 長 推進委員。
22番 (永露委員) ありません。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は新規就農者。譲渡人は相続したが、遠方に住んでいるため離農したいということで、新規就農者面談がありますが、面積要件があり204㎡であり小さいので面談を省略することになっています。現地の農地を確認したところ家庭菜園程度の農地でした。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

22番挙手

議 長 推進委員。

22番 (永露委員) ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員が欠席ですので、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由ですが譲受人は、規模拡大。譲渡人は、相手方の要望によるものです。この農地はもともと、譲受人が長年借りていた農地で、下限面積あったから農地取得ができなかったものですが、4月から下限面積が撤廃されたため取得ができるようになりましたので、今回申請するものです。譲受人は農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由は、譲受人は、相手方の要望です。譲渡人は、高齢のためによるものです。この農地はもともと譲受人が耕作していたものですが、相続により譲受人・譲渡人を含む4人が共有している農地になっております。譲受人は1/6の持ち分、兄弟である。譲渡人の2人がそれぞれ、1/6の持ち分であり、それを贈与によって、譲受人が取得するものです。ちなみに、残りの1/2の持ち分は、譲受人の母親が所有しています。以上により今回の農地取得については問題ないと思います。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

議 長 譲受人はもともと農地所有面積はゼロだったんですか。経営面積と申請土地の面積が一緒になっているのでしょうか。

事務局 (渡辺) 父親の名義の土地です。農家世帯には入っていました。

議 長 なるほど。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次に、審議番号 9 番については、議長が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。
次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。

19 番挙手

副会長 19 番樋口委員。

19 番 (樋口委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は、叔父と甥の関係です。遠方に住んでいるため譲受人に農地を贈与するということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。議長を樋口会長に交代します。

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号 10 番について担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。

2 番挙手

議 長 2 番森部委員。

2 番 (森部委員) 審議番号 10 番について説明いたします。
譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は、相続したが管理できない。譲受人は新規就農。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。これについては、新規就農にあたるということで、7 月 3 日に会長の下で、新規就農者面談をしました。面談結果については、譲受人は、現在 56 歳で、兄の余名持の農地で 20 年前からカットネギを栽培し出荷されています。このことから、新規就農者に該当するののかという意見は出ませんでした。現在の住まいは佐賀県神埼市千代田町で農地まで 45 km、時間としては 1 時間半以上かかるため、仕事の効率を上げるため空き家・倉庫等の物件を探していました。今回希望する物件が朝倉市石成にあることが判明しました。宅地、家屋、畑を一括して購入するものです。今回この畑について、申請が上がっているものです。よろしくご審議方お願い致します。

議 長 農地法はどうですか。

2 番 (森部委員) 農地法第 3 条第 2 項には該当しません。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。

9 番挙手

議 長 9 番窪山委員。

- 9 番 (窪山委員) 佐賀県神埼市からの新規就農ということでかなり遠方であると思いますが、だいたいどれ位の日数でこちらの作業に来られると聞いていますか。
- 2 番 (森部委員) 毎日来られているそうです。
- 議 長 現在は、余名持に兄の土地を借りて、ネギをつくって、それをカットネギで出荷している。そして、佐賀県神埼市に持って帰って調製をしている。それが大変であるので、石成に空き家付き農地を取得し、そこで調整して出荷するようになります。毎日通うと90分以上かかる。
- 9 番 (窪山委員) 新規就農で、面積の下限がなくなり、3年すればその農地が自由になる。今後非常に問題であると思う。今までであつたら考えられないような売買の方法があっている。問題であると思う。
- 議 長 これは、空き家に附属した農地であり、譲受人は6～7反程耕作している。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
- 次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。38番鬼塚委員。
- 38番挙手
- 議 長 38番鬼塚委員。
- 38番 (鬼塚委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は、売買する農地まで手が回らないということです。譲受人は、近くに農地を所有しており一体的に営農するためです。以上のことから農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。
- 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
- 次に、審議番号12番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由は、譲受人は以前より借りて耕作している農地を取得するため、譲渡人は、耕作できないためによるものです。譲渡人は、年齢や体調により規模縮小を考えており、今回、長年借りていた譲受人に譲渡すもので、特に問題ないと考えます。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
- 次に、審議番号13番について担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
- 16番挙手

議 長 16番畑委員。

16番 (畑委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は、この土地を購入する前に、譲受人の夫が9年前に購入されています。購入する際、いわゆる空き家に附属する農地としてこの土地も一緒に購入するようにしていたということです。色々な事情があって取得できなかったということです。そのまま放置することもできないため9年間借り受けた状態であり、この畑を守ってきました。譲受人の夫が高木地区出身の方であります。黒川にいたときは、耕作をやってきました。新規就農と書かれていますが、私思うに、十分に知識も経験もあると思います。将来的には、志波の家の方に帰ってくるということで計画を立てているようです。以上のことから農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

27番 (日野委員) ありません。

議 長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時00分まで休憩します。

14時50分休憩

15時30分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

14ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

審議番号1です。申請人・申請土地の状況・転用目的については、議案書記載のとおりです。変更の理由、前回許可年月日でございます。前回許可年月日は、農地法第5条許可で令和4年12月26日でございます。この許可を持ちまして所有権が移転され申請人が農地所有者になっていました。今回関連があります新たに4条許可が申請されております。今回転用計画も併せてなされたものです。理由と致しまして、貸家住宅と自己用住宅をもととの計画では、1棟ずつでありましたが、貸家住宅に住む予定の子が住む予定ではなくなったので、自己用住宅のみを建設することとなりましたので、転用計画の変更併せて自己所有地で建設されますので4条申請となっています。農地転用計画変更申請について ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

15ページをお開き下さい。つぎに、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請につ

いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

（川波）議案朗読をもって説明。１件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。９番窪山委員。

９番挙手

議 長 ９番窪山委員。

９番

（窪山委員）審議番号１番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的、転用の理由は、転用目的は自己用住宅、転用の理由は貸家住宅に住む予定であった子が住む予定がなくなり、自己用住宅のみ建設するものです。先ほどの議案第４号のとおりです。参考事項として第１種住居地域、居宅１棟、農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。下水は下水道が通っています。雨水は、排水路がありますので、そちらに流すそうです。

ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

１６ページをお開きください。次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明。１９ページまで１２件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１７番手嶋委員。

１７番挙手

議 長 １７番手嶋委員。

１７番

（手嶋委員）審議番号１番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は自己用住宅。転用の理由は朝倉市に移住するため自己用住宅を建築するものです。居宅１棟１３９．９９㎡。雨水は側溝が通っているため、そちらに流すそうです。汚水は下水道が通っていますので、下水の方につなぐそうです。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当致します。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１７番手嶋委員。

１７番挙手

議 長 １７番手嶋委員。

１７番

（手嶋委員）審議番号２番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案

書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は農業用倉庫。転用の理由につきましては、農業用機械が増えるため、農業用倉庫を建築するものです。内田工業の社長の所有です。内田工業を全部貸すということで、農業用倉庫が足りなくなるから、購入して建築するということです。参考事項については、農業用倉庫 1 棟 98.74㎡。農地法の運用については、その他の農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。

次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。

1 番挙手

議長 1 番徳田委員。

1 番 （徳田委員）審議番号 3 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、宅地分譲 10 区画です。転用の理由として、申請地周辺は交通の便もよいことから宅地を造成し販売するものです。契約は売買です。第一種住居地域にあります。都市計画用途区域内、第 3 種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。

議長 次に、議案第 4 番について、担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員

9 番挙手

議長 9 番窪山委員。

9 番 （窪山委員）審議番号 4 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は共同住宅です。転用の理由については、申請地周辺は住環境がよいことから、共同住宅を建築するものです。共同住宅 1 棟 12 戸。農地法の運用については住宅化が見込まれる区域内の農地に該当します。契約は売買です。下水は下水道が通っています。雨水は水路がありますのでそちらに接続するということです。

ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認といたします。

つぎに、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。

9 番挙手

議長 9 番窪山委員。

9 番 （窪山委員）審議番号 5 番、6 番については同じ土地で、関連がありますので、説明しますが大丈夫ですか。

議長 いいですよ。

9 番 （窪山委員）譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は宅地分譲 3 区画。転用の理由としては、申請地周辺は住環境がよいことから、宅地を造成し収入を得るものです。審議番号 5 番については、契約は売買。農地法の運用については、用

途地域が定められている農地に該当します。

審議番号6番については、その周辺の用水路を整備するために、水路と道路をつくって、上の人譲渡人の土地を利用して、審議番号6番の譲受人に贈与をするそうです。こういう話になったそうです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

議長 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 （窪山委員）審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は共同住宅。転用理由としては、需要が見込まれるため共同住宅を整備するものです。契約は売買です。参考事項としては、第一種住居地域に共同住宅1棟です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ここは、下水は下水道、雨水の排水がないので、地下浸透のアスファルトで整備していくこととなっています。周辺地域と話がついて、もし何かあった場合は地主の方でどうにか考えていくようになっているそうです。以上です。審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

先ほど審議番号5番、6番について、審議番号6番については承認をとっておりませんので改めて審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

議長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番窪山委員。

14番 （坂田委員）審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、太陽光発電設備。転用の理由は、太陽光発電設備を整備し、収入を得るものです。参考事項は、準工業地域で、用途地域が定められている農地に該当致します。農地の区分は第3種農地です。13件25筆、この譲渡人と譲受人との間で、水路の保全とか覚書を交わしています。年に何回か草刈りをするなどの確認をとっているようです。電車の駅を挟んで向こう側が大規模な太陽光発電がありますが、中国の方が経営されており、撤退しているので、そういうことを懸念して、覚書を交わしているそうです。区会長の印鑑も押されているそうです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

議長 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長

14番坂田委員。

14番

（坂田委員）審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、貸露天駐車場です。転用の理由は、住職をしている●●●●●●●の参拝者用駐車場が不足をしているため、駐車場を整備して貸すものです。参考事項としては、駐車場23台。一体開発する宅地488.74㎡です。農地法の運用については、鉄道の駅（上浦駅）から500m以内の農地に該当します。譲渡人の3人は兄弟です。昨年父が亡くなりました。この3人は持ち家があり、空き家になっています。譲渡人から譲受人にこの土地を売りたいということで、契約が成立しております。空き家になっている土地も整地して駐車場にする。土地の入り口に水路があります。あと、砂利を敷くということで、自然流下ということになっております。審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明はおわかりました。推進委員より補足説明はありませんか。

35番

（「ありません。」）

議長

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長

6番小島委員。

6番

（小島委員）審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置場です。転用の理由は、事業拡張のため資材置き場が必要になったことから会社に近い申請地に整備するものです。契約は売買です。雨水は、自然流下です。農地法の運用については10ha以上の一団の農地（集落接続）に該当致します。審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明はおわかりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

議長

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議長

13番中嶋委員。

13番

（中嶋委員）審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在貸家住まいで手狭になったため自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。農地法の運用については10ha以上の一団の農地（集落接続）に該当致します。排水については、合併浄化槽を通じて側溝へ、雨水についても同じく側溝へ排水します。この土地は5、6年前お母さんがおられましたが、荒れ地になっておりました。農地の区分は第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明はおわかりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 11 番は承認いたします。

議 長 審議番号 12 番については、私が担当委員しておりますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号 12 番について、担当委員の説明を求めます。

19 番樋口委員。

19 番挙手

副会長 19 番樋口委員。

19 番 (樋口委員) 審議番号 12 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は高木地区の方で、平成 29 年の災害に会われて久留米の方に移ってありました。現在の貸家が手狭になったため、自己用住宅を三奈木の方に建てるといことです。農地法の運用については 10ha 以上の一団の農地(集落接続)に該当致します。農地の区分は第 1 種農地です。下水は下水道が通っておりますので、そこに下水は流します。雨水は道路に側溝が付いているのでそこに流します。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 12 番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号 12 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号 12 番は承認いたします。議長を樋口会長に交代します。

議 長 議長を交代しました。

20 ページをお開き下さい。次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題としますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に、審議番号 2 番は譲受人 13 番中嶋委員、審議番号 4 番は譲受人 1 番徳田委員が関係しますので、審議が終わるまで 13 番中嶋委員、1 番徳田委員は退室をお願い致します。それでは事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明

審議番号 1 番については、推進機構への売り渡しになります。2 番から 4 番については、推進機構からの借り入れとなります。以上 1～4 番までについては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1～4 番を一括とし質問や意見はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番から 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 7 号は承認とし、市長に通知いたします。

審議が終わりましたので、13 番中嶋委員、1 番徳田委員の入室をお願い致します。

21 ページをお開きください。次に、議案第 8 号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。4 件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。
 17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員。
 17 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況につきましては農用地区外で第 2 種農地です。平成 14 年の航空写真でも倉庫が建っており確認がとれています。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。
 それでは、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
 9 番挙手

議 長 9 番手嶋委員。
 9 番 (窪山委員) 審議番号 2 番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、都市計画用途区域内、第 3 種農地です。平成 11 年 11 月 30 日農地法第 5 条許可「店舗用地」、20 年以上前から非住宅地課税をされております。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。
 それでは、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
 9 番挙手

議 長 9 番手嶋委員。
 9 番 (窪山委員) 審議番号 3 番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、先ほどの審議番号 2 番と同様となります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。
 審議番号 4 番については、私が担当委員となりますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。
 19 番挙手

副会長 19 番樋口委員。
 19 番 (樋口委員) 審議番号 4 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。現場確認のとおり、居宅の横の倉庫が非農地でありました。20 年前から宅地課税となっていますので、非農地判断ということになっています。ご審議方よろしくお願いします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。議長を樋口会長に交代します。

議長 議長を交代しました。つぎに、議案第9号「農業振興地域計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (久保山) 挙手

議長 農業振興課。

農業振興課 (久保山) 続けて説明させていただきます。24ページ重要な変更(除外)番号①申請人・申請土地は記載のとおりです。変更目的は一般住宅の建設。変更理由としまして、子の自己用住宅建設用地としたいということです。つづきまして、番号②申請人・申請土地は記載のとおりです。変更目的は一般住宅の建設。お父さんが家を建てて子供が住むようになるということです。番号②番は、25ページとも関連いたしまして、25ページの四角の1番に〇〇〇〇さんが出てきますが、前回の除外の際に、一旦ここを除外して、ここに家を建てる予定であったのですが、ここがバイパスの近くの農地であり、道から少しでも離れた方がうるさくなくなろうということで、土地の奥の方に家を建てる予定であったのですが、実際測量をしてみると道路より全く低くなってしまいうので、造成費が2,000万円以上かかってしまう。除外したけど、こちらを編入して、道路側に近い方を除外したい、ちょっとややこしいがそのようになっています。

26ページに移りまして、同じく重要な変更の除外となります。5000㎡以上ある除外案件は、県庁と直接やりとりする事案となりますので、ページを分けて資料を作成しております。本庁①については、申請人、住所、氏名、申請土地については記載のとおりです。変更目的としては物流倉庫となっています。変更理由としまして、現在利用中のグループ企業所有の倉庫が事業拡大に伴い手狭になったため。堤に所有しているグループ企業がいっぱいになったので、申請地に新しく建てたいということです。業者名は、〇〇〇〇サービス株式会社で、飲料水を扱うと聞いています。本庁②については、申請人、住所、氏名、申請土地については記載のとおりです。変更目的としましては、食品工場建設です。変更理由としましては、事業拡大に伴う既存工場の移転です。申請土地の反対側に、〇〇〇〇というお弁当屋さんの工場がありますが、その既存工場の移転、事業拡大に伴う移転ということになっております。つづきまして27ページをお願いします。こちらは軽微な変更(用途区分の変更)になっております。申請人、住所、氏名、申請土地については記載のとおりです。変更目的は、農業用倉庫及び育苗施設の建設です。変更理由は、国道322号拡幅のため農業用倉庫及び育苗施設の代替施設が必要となり、用途区分の変更が必要となったためです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議長 〇〇〇〇サービス(株)は堤にあるのですか。

農業振興課 〇〇〇〇という建具屋であったところを〇〇グループという運送企業がそこを買い取ったのですがそこがいっぱいになったので、明け渡さなければいけなくなった。〇〇という工場の東側を。

議長 もとあった〇〇グループは。

農業振興課 (久保山) もう買ってます。

議 長 〇〇サービスは〇〇グループのグループ会社ですか。

農業振興課 （久保山）〇〇グループのグループ会社です。

議 長 ここに持ってこなくても、堤の方の近辺で候補地がなかったのですか。わざわざ、何ヘクタールという大規模な面積をいとも簡単に変更するけど、それでいいのですか。農業委員会としては、あまり好ましくないと思う。

農業振興課 （久保山）堤に2ha近くはなかなか厳しかったので、持丸を探してきたのだらうと思います。持丸はずらっと除外していくようになるのではないかなと思う。申請地であれば、朝倉インターも甘木インターもどちらもすぐ行けます。ダムを越えたら飯塚の方にも行けます。

議 長 基盤整備までしてつくった農地を、時期が経ったのでいいのであろうが、簡単にできるのですか。もう少し、計画変更の時に、自分も知っていたけど、先ほどもあったが、準工業地域など、そういう用途地域は朝倉市にはないんですか。

農業振興課 （久保山）そこはない。

議 長 朝倉市全体でないんですか。

農業振興課 （久保山）工業団地は以前はありましたが、今は、そのような土地は持っていないです。

議 長 朝倉市が持っている土地ではなく、朝倉市が指定された準工業地域等土地があるんですか。

農業振興課 （久保山）ないです。

事務局 （松尾）準工業地域は、今回の牛木の太陽光発電のところとか一木の〇〇〇さんとかできてきているところがあります。工場の誘致は、商工観光課が主になってやっています。商工観光課の話では、準工業地域とか指定されているところでも、大きな面積で企業誘致できるような箇所はなくなったと聞いています。新たに都市計画の用途指定地域をつくるかというと、私たちもつくればいいのではないかなと言っていたいっていましたが、都市整備課に聞くと、人口が増加すると指定地域を増やすことがしやすいが、人口が減ってるのに指定地域がいるのですか。と県庁が言うのでなかなか難しいと聞いております。

議 長 朝倉市内には、基盤整備をしていないところもあるので、そういうところに企業をもってこれないんですか。

（「高速道路の裏については、全然基盤整備をしていないところもある。アスファルト舗装もしていない。」と呼ぶ者あり）

事務局 （松尾）除外の話なので、本庁①物流倉庫につきましては、国道・県道沿いであれば、除外しやすいという条件があります。ただ、除外するときに、田んぼの真ん中に除外というものはできない。いくら国・県道沿いでもできない。①は〇〇〇〇〇さんという既存の施設がある隣に、くっ付けてするものであれば、わりと除外しやすいです。よく相談を受けるのが、立石であれば、〇〇〇〇の工場の隣とか、そういったところではできるんですが、工場からちょっと置いて柿原以上に、大平山トンネルの方につくろうとするとできません。今あるところにくっ付けてつくらないと、除外しにくいという条件があるので、既存のところの隣につくるというところで、今何もないところでは、つくりにくいということでございます。

議 長 こういう大規模な場合は、地権者の何割かを雇用する条件がついているのではないですか。

事務局 （松尾）そういうやり方もありますけど、今回の分は例外規定が使えるなかの従業員が3割雇用とかありますが、国・県道沿いであれば、できるという例外規定が使えますので、雇用の条件がないとのことですよ。

議 長 〇〇〇〇は3割要件がありますよね。

事務局 〇〇〇〇は、別の例外規定があります。この頃の鳥集院工業団地で、〇〇〇の流通倉庫をつくるということで、工業団地の拡張となり、工業団地の方の法律を使うようになります。そちらが例外に該当しますので、特には、雇用条件は付かないようになっています。

- 議 長 ○○○の流通倉庫の分は、市が用地を購入したのですか。
事務局 （松尾）本来であれば、市が購入して、造成して売り渡す形なんです、こないだの烏集
院もそうだったんですが、今、市が開発公社をもっていないので、一回買って造成ができ
ない状態になっています。そのため所有者から直接工場が買って、転用しているけど、使
っている法律は、工業団地の法律使う形になります。
- 議 長 こないだの○○○○○○○○は雇用３割の条件がありましたよね。
事務局 （松尾）○○○○○○○○は雇用３割の条件がありました。
議 長 ３割雇用の条件は生きているのですか、毎年調査をしていくこととなっているはず。
事務局 （松尾）そうですね。毎年報告するようになっています。
議 長 有名無実の状態になっていますね。
農業振興課 （久保山）農業委員会と一緒に、農地を守る立場であります。農業振興課が進んで、企業
誘致をすることはない。商工観光課が窓口になっているんでしょうけど、企業立地とか主
に扱う部署とか市長判断になります。
- 議 長 暫時休憩します。
 休憩 １６：１３
 再開 １６：１７
- 議 長 他に、本件について質問や意見はありませんか。最後に本件について、賛成の方の挙手を
求めますとなっていますので、賛成の方の挙手を求めます。
 （「条件を付けて賛成」と呼ぶ者あり）
- 議 長 条件付きで賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第９号は承認とし市長へ通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １６：２０）